

公 示 送 達 書

第 1 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達します。

これらの書類は、当所において保管してありますから、申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 8 月 25 日

石川県小松県税事務所長



公示送達する書類を特定する 情報	送達を受けるべき者の氏名 又は名称	摘 要
地方税法の規定による書類 (小税第 450 号)	齊藤 達美	
地方税法の規定による書類 (小税第 483 号)	齊藤 達美	
地方税法の規定による書類 (小税第 458 号)	GARCIA AQUINO JULIO ADAN	
地方税法の規定による書類 (小税第 477 号)	GARCIA AQUINO JULIO ADAN	

備考 上記の書類は、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに送達があったものとみなされます。